

経済産業省委託事業

インドの国境措置におけるベストプラクティス調査

2018年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構

知的財産・イノベーション部

知的財産課

目次

第1章 インドの税関制度と税関業務の概要	1
1. インド税関による知的財産権侵害品押収の法的枠組み	1
2. インドにおける知的財産権の税関登録手続き	4
3. インド税関の組織構成	15
4. 物品留置の手続き	15
5. 2007年知的財産権（輸入商品）施行規則に基づく留置後手続き	16
第2章 事例研究	19
事例研究 1 –L'OREAL S.A.（ロレアル、フランス）	19
事例研究 2 – Lacoste S.A.（ラコステ、フランス）	22
事例研究 3 – Polo/Lauren Company L.P., USA	25
事例研究 4- Luxottica Group S.P.A (Ray-Ban)	29
事例研究 5- Apple Inc.	40
第3章 税関への聞き取り調査	43
1) インドのコルカタ税関における Manish Chandra 税関長（港担当）並びに Gaurav Chandel 副税 関長（SIIB、輸入担当）との会合	43
2) Shashi Wapang Lanu 氏（副次長、歳入情報局（DRI）、コルカタ地区部門）との会合	43
3) ムンバイ航空貨物コンプレックスにおける Sukhjeet Kumar 次席税関長並びに Wadhwa 税関長 補佐との会合	44
4) リスク管理システム（RMS）事務所における Seema Jere Bisht 次席局長と Pranaya Wahane 共 同次長との会合	45
5) ムンバイのバードエステートの新税關における Deepak Sharma 共同税關長との会合	46
6) ナバシェバのジャワハルラル・ネルー税關における Subhash Aggarwal 税關長（輸入担当）と Pritee Choudhary 共同税關長との会合	47
7) チェンナイ税關における Rajan Chaudhary 税關長と Praveen Kumar 副税關長との会合	48

8) チェンナイの DRI 事務所における Dhruv Sheshadri 氏（副次長、歳入情報局、チェンナイ地区部門）との会合	48
9) コチ税関における Sumit Kumar 税関長との会合.....	49
第 4 章 分析及び提案.....	50
第 5 章 インド税関に知的財産権を登録するための費用	51

第 1 章

インドの税関制度と税関業務の概要

1. インド税関による知的財産権侵害品押収の法的枠組み

知的財産権を執行するインド税関当局の任務は、2007 年知的財産権（輸入商品）施行規則の通達以前にも、1999 年商標法及び 1962 年関税法の枠組みに常に組み込まれていた。1999 年インド商標法は、権利者の同意がない物品の不正な輸入及び輸出を禁じている。

TRIPS 協定に基づく国際的義務により、インドは 2007 年知的財産権（輸入商品）施行規則を制定した（2007 年 5 月 8 日付け通知第 47/07 号参照）。上記規則に基づいて、税関当局は、知的財産権侵害品が入っていると疑われる貨物を自発的に差止、停止、押収することができる。TRIPS 協定の第 51 条から第 60 条に基づき、WTO 加盟国は、国境における知的財産権の執行が関係する限りにおいて、以下の規定を取り入れて国境措置に関する義務を果たすための法律を制定しなければならない。

- 引き渡しの停止：被疑模倣品の引き渡しを停止するよう権利者が税関に申請を提出することを認める規定
- 申請：申請を行う条件、侵害の一応の証拠、及び物品の十分に詳細な説明に関する記述
- 保証金又は同等の保証：侵害の申し立てをする者による制度の乱用を防ぐための保証金
- 停止の通知：停止について税関から権利者に速やかに通知すること。
- 停止の期間：申請者が停止の通知を交付されてから 10 営業日。この間に権利者が法的手続きを開始できる。
- 物品の輸入者及び所有者の免責：申請者は、物品を不当に留置した場合、輸入者、荷受人、所有者に補償金を支払う義務を負う。
- 検査の権利及び情報：権利者は、請求権を立証するために十分な情報と留置物品を検査する権利が与えられる。
- 職権行為：物品の通関を停止するために、申請を必要とせずに税関が自発的に行動することを認める任意規定。「職権」には、次の 2 つの異なる意味があり得る。
 - i) 権利者が自らの知的財産権の登録を完了している場合に、税関が独自の情報に基づいて積み荷を差し止めること。
 - ii) 権利者が登録を完了していない場合でも、税関が独自の情報に基づいて積み荷を差し止めること。

- 救済措置：侵害品の破壊命令。再輸出は認められない。
- 僅少 (De Minimus) 輸入品：小さな非商用の貨物は除外してもよい。

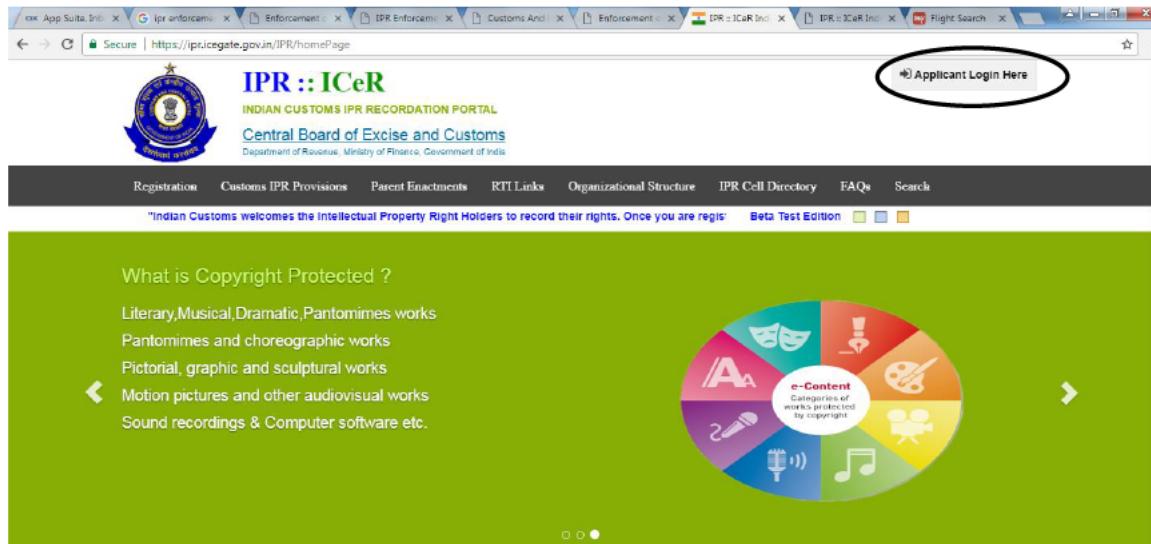
セクション番号	関連条項、1962年関税法に基づいて発行された通知及び通達	
1.	1962年関税法 第11(2)(n)条	この条文により、2007年知的財産権（輸入商品）施行規則が制定されている。本条によって、中央政府は、とりわけ物品が特許、商標、著作権、意匠及び地理的表示を侵害している場合、物品の輸入又は輸出を無条件又は条件付きで禁じることができる権限を与えられている。
2.	1962年関税法 第111条 関税法第111(d)条 － 不適切に輸入された物品の没収等	本条は、不適切に輸入された物品又は輸入されようとした物品の没収を扱う。 本法又はその時点で有効なその他の法律に基づいて課されている禁止に違反して輸入もしくは輸入の試みがなされた物品又は輸入を目的としてインド関税水域に持ち込まれた物品
3.	1962年関税法 第113条 第113(d)条は、不適切に輸出しようとされた物品の没収について規定している。	本条は、不適切に輸出されようとした物品の没収を扱っている。 本法又はその時点で有効なその他の法律に基づいて課されている禁止に違反して輸出の試みがなされた物品又は輸出を目的として何らかの保税地域の境界内に持ち込まれた物品は、無条件の没収の対象となる。
4.	1962年関税法 第112／114条	侵害品は無条件で没収の対象となるだけでなく、知的財産権侵害品の輸入者／輸出者に対して罰金手続きが取られる。
5.	2007年5月8日付け通知47/2007－税関(NT)	2007年知的財産権（輸入商品）施行規則を通知している。
6.	2007年5月8日付け通知50/2007－税関(NT)	1999年商標法の規定に違反する物品の輸出を禁止している。
7.	2010年6月30日付け通知51/2010－税関(NT)	1999年商標法、2000年意匠法、1970年特許法、1999年物品の地理的表示（登録及び保護）法又は1957年著作権法の特定規定に違反する物品をインドにおいて販売又は使用する意図で輸入することを禁止している。

8.	通達第 41/2007 号	税關、2007 年 10 月 29 日付け、2007 年知的財産権（輸入商品）施行規則
9.	通達第 10/2011 号	税關、2011 年 2 月 24 日付け、2007 年知的財産権（輸入商品）施行規則
10.	通達第 13/2012 号	税關、2012 年 5 月 8 日付け、輸入品に対する知的財産権の執行
11.	指示 F、 第 26000/1/2012 号	OSD (ICD)、2012 年 3 月 27 日付け、CS (OS) 第 2982/2011 号、L.G. Electronics India Pvt. Ltd. (申立人) 対 Bharat Bhogilal Patel (税關長) ムンバイ／デリー事件（デリー高等裁判所）について

2. インドにおける知的財産権の税関登録手続き

2007 年知的財産権（輸入商品）施行規則においては、権利者が同規則の付属文書に記述された様式で通知を行う必要がある。これは、同規則の実行時点においてであった。しかし、現在では、有効な知的財産権の登録のための申請は、www.ipr.icegate.gov.in で電子的に提出することができる。現在、登録システムには、<https://ipr.icegate.gov.in/IPR/homePage> でアクセスできる。

本バージョンはインド税関 ARTS（自動登録検知システム）II 版。



The screenshot shows the homepage of the Indian Customs IPR Recordation Portal (IPR :: ICeR). At the top right, there is a button labeled "Applicant Login Here" with a small icon of a user. This button is circled in red in the original image.

What is Copyright Protected ?

- Literary, Musical, Dramatic, Pantomimes works
- Pantomimes and choreographic works
- Pictorial, graphic and sculptural works
- Motion pictures and other audiovisual works
- Sound recordings & Computer software etc.



権利者の代表者は、ウェブサイト上で固有の ID とパスワードを作成し、オンライン様式に記入し、関連書類をアップロードする必要がある。



The screenshot shows the "Applicant Login Here" page. It features a large input field for "Username" with a lock icon, another for "Password" with a lock icon, and a "Captcha Value" field containing "1 53 4 93". Below these are "Forgot password?" and "Login" buttons. A callout box from the previous screenshot points to this login area.

Intellectual Property Rights ?

- TradeMark Registration
- Patent Registration
- Copyright Registration
- Design Registration
- Geographical Indication Registration

INTELLECTUAL PROPERTY INDIA

各知的財産権に対して個別に様式を完成させる
必要がある。

The screenshot shows the 'Online User Registration for Trade Mark' form. At the top, there is a note: 'Enter valid e-mail Id , login id and password will be send on this e-mail id . * marked fields are compulsory.' Below this, the 'IPR Registration Type ::' field is set to 'Trade Mark'. The 'Customs Location Where e-Application has been Submitted*' field has a dropdown menu with 'Select Location...'. The 'e-mail id*' field contains '234693'. The 'Enter Captcha Value*' field contains '234693'. At the bottom right of the form are 'Submit' and 'Reset' buttons.

書類のハードコピー
を、代表者が選択し
た税関官署の知的財
産権室に、UTRN を
記入したカバーレ
ターと共に提出しな
ければならない。

申請を提出すると、固有仮登録番号（UTRN）が自動的に作成され、
このボックスに入力された ID でメール送付される。

自社の商標／特許／著作権／地理的表示／意匠の登録申請を提出したい港を選ぶ際には、空港／貨物専用空港、港、又はランド・ポート／ドライ・ポート（道路又は鉄道で港と直結した内陸部の一貫輸送ターミナル）とも呼ばれる内陸部コンテナ・デポに設置された指定税関官署から任意に選択することができる。

ログインすると、ユーザーは登録したい知的財産権を選択するよう指示される。

Online User Dash Board

Application Status:

Sr #	UTRN Number	IPR Type	Reg. Date	Payment Status	Status	UPRN Number
------	-------------	----------	-----------	----------------	--------	-------------

Query Reply & Infringement Information Message:

No Query Found...

Total Inbox Message :: 4

Note:

- TM :- Trade Mark
- PA :- Patent
- CR :- Copyright
- GI :- Geographical Indication
- DE :- Design

その後、申請者（ユーザー）はユーザー・ガイドを下方にスクロールして登録手順に進む。

Applicant's Guide For Trademark Registration

APPLICANT'S GUIDE

1. *The documents required for online Application:
 - I. Scanned copy of registration certificate with relevant Indian IPR authority (proof of ownership of IPR) scanned copy of documents of related international application in the convention country and international bureau (not mandatory, but advisable).
 - II. Number of demand draft of Rs. 2000/- favoring "The Commissioner of Customs" where applicant wants to register his IPR.
 - III. The right holder is required to pay the requisite fee of Rs. 2000/- . Separate fee of Rs. 2000/- has to be paid for each of the 'associated' or 'series' trademarks. Fee is also payable in the name of seeking any amendment in the UPRN.
 - IV. The demand copy of assignment deed or power of attorney conferring any license by the IPR holder. Scanned copy of power of attorney/authorization in favour of counsel / advocate / agent who intends to apply on behalf of the owner or the authorized user/person.
 - V. Digital image of genuine goods.
 - VI. Digital image of statement of exclusivity outlining the scope of the IPR.
 - VII. Statement of grounds of suspension of infringing goods/pirated goods.
 - VIII. Customs Tariff Heading/Headings (CTH) of infringing goods (not mandatory but advisable).
 - IX. Digital image of infringing goods.
 - X. Differentiating features of genuine and infringing goods (not mandatory but advisable).
 - XI. The IEC code of the right holder and other authorized importers.
 - XII. In case of geographical indications, description of the Geographical Indications, geographical area of production and map.
2. Firstly, the applicants must decide as to with which Commissioner of Customs in India they would prefer to file the Notice for recordation/registration of intellectual property right (IPR) in terms of Rule 3 of the Intellectual Property Rights (Imported Goods) Rules, 2007.
3. The applicant has to draw a demand draft from any nationalized or scheduled bank in favour of the Commissioner of Customs of the opted location and keep the demand draft ready before filing online application/notice. The Right-Holder is required to pay separate fees for each of the marks of a 'Series' or 'Associated Trademarks'.
4. Refer to 'Directory of IPR Cells' for addresses, telephone numbers, mobile nos., IPR email-ids of officers of various IPR Cells.

続いて、関連する詳細情報を入力する。

ox App Suite. Inbox x IPR : ICeR Indian Custom x

Secure | https://ipricegate.gov.in/IPR/TradeMarkRegEntry



IPR : ICeR

INDIAN CUSTOMS IPR RECORDATION PORTAL

Home | Change Password| Logout
Online User ! (TINDEL4TM284)
ACC, DELHI

Registration

- Trade Mark Registration

Services

- Apply Withdrawal of UTRN
- Generate Duplicate Copy
- Send Infringement Information Message

Step 1: Registration Details

Note: ***^{*}** marked fields are compulsory.

"For Documents" Only pdf, jpeg, gif, png File Allowed upto 2 MB each.

(1) Type of Trade Mark	Trademark goods
(2) Whether the Application is for registration of a series or similar associated Trade Mark *	Singular Trade Mark
(3) Date of filing e-application	06/03/2018 06:20:58 PM
(4) IPR Cell where e-Application has been submitted	ACC, DELHI
(4A) Name of the Commissionerate of Customs where e-application has been submitted	Principal Commissioner of Customs, Air Cargo Complex, (Import), Delhi;
(5) Whether application is for collective Trade mark	No
(6) Indian Trade Mark Registration Number*	445819
(6A) Date of Grant of Trade Mark in India*	20-11-1985
(6B) Validity effective upto*	20-11-2026

Successfully Uploaded

associated Trade Mark*

(3) Date of filing e-application	06/03/2018 06:20:58 PM
(4) IPR Cell where e-Application has been submitted	ACC, DELHI
(4A) Name of the Commissionerate of Customs where e-application has been submitted	Principal Commissioner of Customs, Air Cargo Complex, (Import), Delhi;
(5) Whether application is for collective Trade mark	<input type="button" value="No"/>
(6) Indian Trade Mark Registration Number*	445819
(6A) Date of Grant of Trade Mark in India*	20-11-1985
(6B) Validity effective upto*	20-11-2026
(6C) Certificate of Registration with Registrar of Trade Mark (India)*	<input type="button" value="Click For Upload"/> <input type="button" value="Document Delete"/>
(6D) If Right Holder is Registered User/Assignee upload certificate thereof	<input type="button" value="Click For Upload"/>
(7) Registration Number with International Bureau if any(In case of International Application)	
(7A) Name of the Contracting party of the Madrid protocol(country), where Trade mark is originally registered	
(7B) Registration Number with Contracting Party of the Madrid protocol(Country) where Trade mark is originally registered	
(7C) Upload certificate of International Bureau or Contracting party	<input type="button" value="Click For Upload"/>
(7D) Registration Number of registered user with the Registrar of Trade mark	
(8) Name & Address of the Controller General of Trade mark*	<input type="button" value="--Select--"/>
(9) Any opposition/counter claim/petition pending before any forum/court in India or Abroad	<input type="button" value="No"/>

Successfully Uploaded

The screenshot shows the 'Trade Mark Registration' process on the 'Step 2: Personal Information' screen. The left sidebar has 'Registration' and 'Services' sections. The main steps are: Registration Details → Personal Details → Details of IPR → Differentiating features and routes → Preview / Bond Acceptance → Generate UTRN. The current step is 'Personal Details'. A note says 'Note: * marked fields are compulsory.' and 'For Documents Only pdf,jpeg,jpg,gif,png File Allowed upto 2 MB each.' Fields include dropdowns for (1) Category of the Right Holder, (2) Whether the Application is moved by, and (3) Contact Details for future communication. A table for (4) Name and IEC of authorized person(s)/firm(s) has columns for (4A) IEC and (4B) Name, with an 'Enter more IECs' button. A file upload area for (5) The deed of authorization to import/export/power of attorney includes a 'Click For Upload' button. Buttons at the bottom are 'Submit' and 'Previous page'.

- i. 申請は、オンラインで手続きを終えた後に、ウェブサイト上で「提出」することができる。
- ii. システムにより固有仮登録番号（UTRN）が作成される。また、システムにより申請者は申請書を印刷するよう促される。印刷された申請書、送金小切手、保証証書及び損害填補保証証書などの書類（知的財産権規則の規則 5 で規定）、及びその詳細については後述する。
- iii. 税関長は、申請の受領後に、申請内でなされた申告の真実性を検証する。必要があれば、特許法に従って権利が登録された関係当局と共に、提出された細目についてクロス検証を行うことができる。
- iv. 税関長は、申請者から追加情報を要求できる。
- v. 税関の税関長又は権限を与えられた職員が保護の拒否につながる申請拒絶を決定する必要がある場合は、自然的正義の原則に従うことができる。システムにより付与された仮登録番号が権利者にいかなる保護を与えるものでもないことに注意すべきである。
- vi. 30 日以内に、登録を確認する固有の永久登録番号（UPRN）が発行される。

申請と共に提出する必要がある書類

- 1) インド特許庁に登録されている知的財産権 — 例えば商標は商標局に登録されていなければならず、特許及び意匠は特許・意匠局に登録されていなければならず、著作権はインド著作権局に登録されていなければならない。

प्रारूप ओ - 2
Form O - 2



भारत सरकार
Government of India
व्यापार चिन्ह रजिस्ट्री
Trade Marks Registry
व्यापार चिन्ह अधिनियम, 1999
Trade Marks Act, 1999

INTELLECTUAL
PROPERTY INDIA
Patents | Designs | Trademarks
Geographical Indications

क्रमांक
No. 1383250

व्यापार चिन्ह के रजिस्ट्रीकरण का प्रमाणपत्र, धारा 23 (2), नियम 62 (1)
Certificate of Registration of Trade Mark, Section 23 (2), Rule 62 (1)

व्यापार चिन्ह नं. / Trade Mark No. [REDACTED]

दिनांक / Date 20/09/2010

संख्या / I. No. 1748

यह प्रमाणित किया जाता है कि जिस प्रकार चिन्ह की समाकृति इसके साथ संलग्न है, वह
के बारे में दिनांक नाम से रजिस्ट्रीकृत हो चुका है।
Certified that Trade Mark / a representation is annexed hereto, has been registered in the name(s) of:-

In Class

7

Under No. [REDACTED]

as of the date 20 September 2010 in respect of

SEWING MACHINES; KNITTING MACHINES; PARTS AND FITTINGS INCLUDED IN CLASS 7 FOR ALL THE AFORESAID GOODS.



मेरे निर्देश पर आज के मास के वे दिन को इस पर मुद्रा लगायी गई

Sealed at my direction, this 26th day of October, 2016



OKyukle

व्यापार चिन्ह रजिस्ट्री
Trade Marks Registry MUMBAI

व्यापार चिन्ह रजिस्ट्रर
Registrar of Trademarks

2) 権利者の正規輸入者の輸出入業者コード



आपातक-जिवातक कोड (आईईसी) का प्रमाण-पत्र
CERTIFICATE OF IMPORTER-EXPORTER CODE (IEC)

- | | | |
|----|--|--|
| 1. | नाम/Name | [REDACTED] |
| 2. | पता/Address | [REDACTED] |
| 3. | उस व्यक्ति का नाम व पदनाम
जिनका
फोटो ग्राह बैंक सर्टिफिकेट पर
धिपकाया
गया है।/Name and
Designation of the person
whose photograph has
been affixed on the Bank
Certificate | [REDACTED]
 |
| 4. | ब्रांच/ट्रिभीजन इकाई का पता, यदि कोई
हो | Branches |
| | Address of the
Branch/Div./Unit if any | NIL |
| 5. | आईडीसी संख्या/IEC Number | [REDACTED] |
| 6. | जारी करने की तिथि/Date Of
Issue | 28.08.2013 |
| 7. | स्पार्क आता सं. (पर)/PAN
स्थान/Place : Mumbai | [REDACTED] |
| | दिनांक/Date : 28.08.2013 | <p style="text-align: right;">सुसम्मा स्टेफन
विदेश व्यापार विकास अधिकारी
(SUSAMMA STEPHEN)
FOREIGN TRADE DEVELOPMENT OFFICER
विदेश व्यापार विकास अधिकारी/Foreign Trade
Development Officer</p> |

(Issued From File No./क्रमांक ०३-१४/१३०/०३७२८/AM/14) दो लाख रुपये, dated 22.09.2011

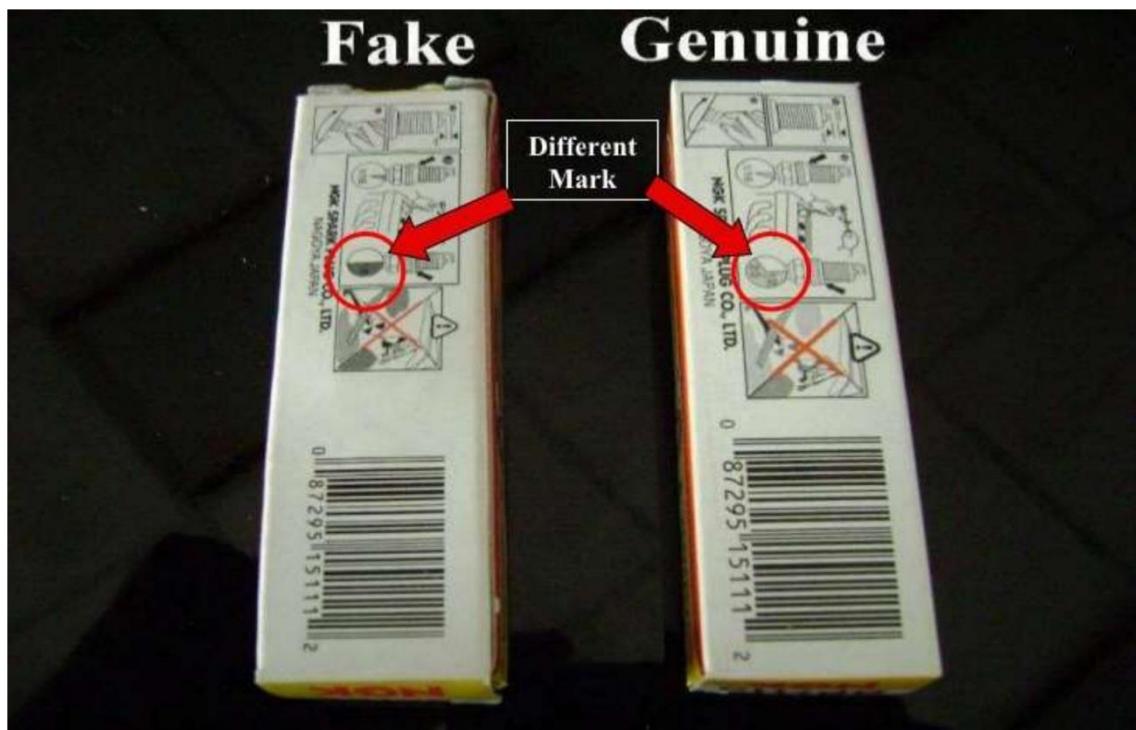
3) 一般保証証書及び損害填補保証証書

<div style="text-align: center;">  <p>INDIA NON JUDICIAL Government of National Capital Territory of Delhi e-Stamp</p> <p>Certificate No. : IN-DL59288770020238P Certificate Issued Date : 01-Dec-2017 12:18 PM Account Reference : IMPACC (IV) d732103/ DELHI/ DL-DLH Unique Doc. Reference : SUBIN-DDDL73210321231220600107P Purchased by : OPI PRODUCTS INC Description of Document : Article Bond Property Description : Not Applicable Consideration Price (Rs.) : 0 First Party : OPI PRODUCTS INC Second Party : Not Applicable Stamp Duty Paid By : OPI PRODUCTS INC Stamp Duty Amount(Rs.) : 100 (One Hundred only)</p> <p>.....Please write or type below this line.....</p> <p>In connection with General Bond executed by S. K. Bansal of M/s United Overseas Trade Mark Company, 52, Sukhdev Vihar, Mathura Road, New Delhi – 110 025 on behalf of M/s OPI Products Inc, 13034 Saticoy Street, North Hollywood, California 91605, U.S.A, in pursuance of registration of Intellectual Property Rights with Indian Customs.</p> <p><i>[Signature]</i></p> <p><small>Statutory Alert: 1. The authenticity of this Stamp Certificate should be verified at "www.delhieborg.com". Any discrepancy in the details on this Certificate shall be liable to prosecution under relevant laws. 2. The use of shading the legitimacy is not the users of this certificate. 3. In case of any discrepancy please inform the Competent Authority.</small></p> </div>	<div style="text-align: center;">  <p>INDIA NON JUDICIAL Government of National Capital Territory of Delhi e-Stamp</p> <p>Certificate No. : IN-DL592887700255513274P Certificate Issued Date : 01-Dec-2017 12:19 PM Account Reference : IMPACC (IV) d732103/ DELHI/ DL-DLH Unique Doc. Reference : SUBIN-DDDL732103212307784600287P Purchased by : OPI PRODUCTS INC Description of Document : Article 15 Indemnity Bond Property Description : Not Applicable Consideration Price (Rs.) : 0 (Zero) First Party : OPI PRODUCTS INC Second Party : Not Applicable Stamp Duty Paid By : OPI PRODUCTS INC Stamp Duty Amount(Rs.) : 100 (One Hundred only)</p> <p>.....Please write or type below this line.....</p> <p>In connection with Indemnity Bond executed by S. K. Bansal of M/s United Overseas Trade Mark Company, 52, Sukhdev Vihar, Mathura Road, New Delhi – 110 025 on behalf of M/s OPI Products Inc, 13034 Saticoy Street, North Hollywood, California 91605, U.S.A, in pursuance of registration of Intellectual Property Rights with Indian Customs.</p> <p><i>[Signature]</i></p> <p><small>Statutory Alert: 1. The authenticity of this Stamp Certificate should be verified at "www.delhieborg.com". Any discrepancy in the details on this Certificate and its availability on the website renders it invalid. 2. The use of shading the legitimacy is not the users of this certificate. 3. In case of any discrepancy please inform the Competent Authority.</small></p> </div>
--	---

一般保証証書

損害填補保証証書

4) 真正品及び偽造品の自己証明画像



Genuine: LP-E6



Counterfeit: LP-E6



5) 2007 年知的財産権規則に基づく代理人委任状

[REDACTED]

INDIAN CUSTOMS ACT, 1962

I, THOMAS C. FORD (an individual), having address at 2906, Thousand Oaks Drive, Austin, Texas, USA,

hereby authorize Shri K.G. Bansal and Shri S.K. Bansal, Advocates of M/s United Overseas Trade Mark Company, 52, Sukhdev Vihar, Mathura Road, New Delhi - 110 025 (India), jointly and severally to act as our Agent(s) for recordal of Trade Marks and Copyrights with Indian Customs in view of notification titled as Intellectual Property Rights (Imported Goods) Enforcement Rules, 2007 and do all acts, deeds and things (including the appointment of a substitute or substitutes) as the said Agent(s) may deem necessary or expedient in connection therewith or incidental thereto, and request that all notices, requisitions and communications relating thereto may be sent to such Agent(s) At New Delhi.

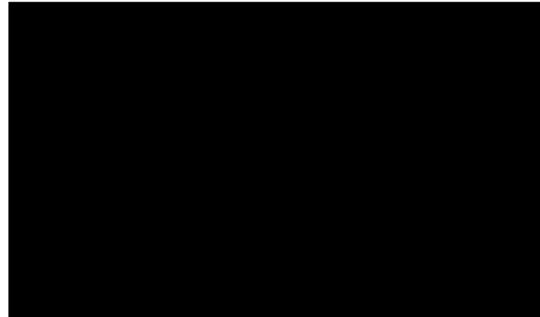
Dated this 30th day of November, 2016.

To

GOVERNMENT OF INDIA,
COMMISSIONER OF CUSTOMS

THOMAS EDWARD WILHELM
Notary Public, State of New York
Registration #02WI6304380
Qualified In New York County
Commission Expires 5/27/18

NOTARY:



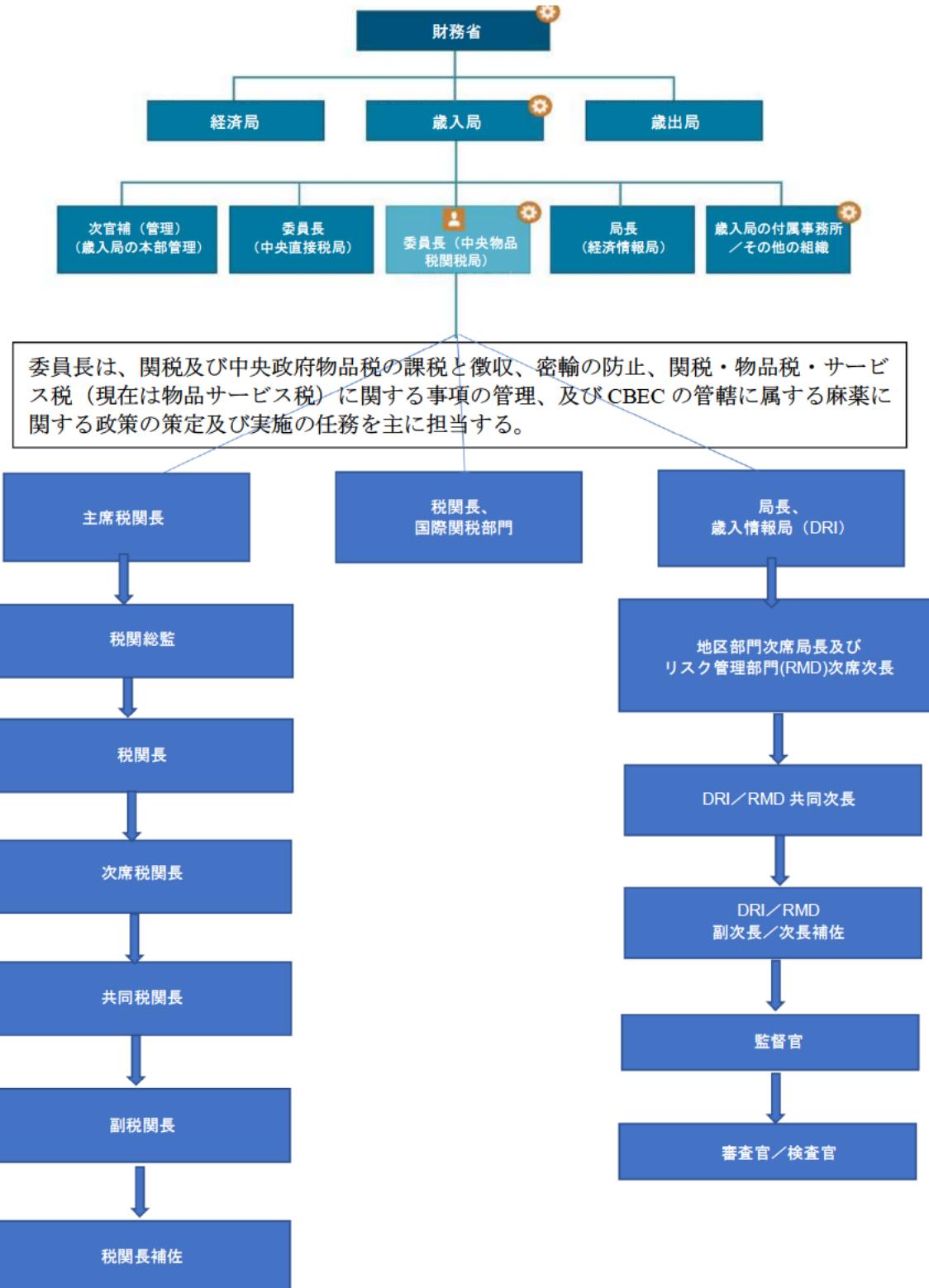
595 MADISON AVENUE NEW YORK NEW YORK 10022

- 6) 選択した地域の主席税関長を受取人とする 2,000 インドルピーの送金小切手 – 現在、ウェブサイト (www.icegate.gov.in) でのオンライン支払いに対応する提案が出されている。

小切手の明細は、最初に UTRN の作成時にウェブサイトにアップロードしなければならない。

- 7) 登録を求める知的財産権の範囲を説明する独占性陳述書
- 8) 真正品のデジタル画像（商標、特許及び意匠の場合）
- 9) 侵害品のデジタル画像（該当があり入手可能な場合）
- 10) 真正品と侵害品を区別する特徴についての陳述書（商標、著作権及び意匠の場合、義務ではないが推奨される。）
- 11) 地理的表示の場合 – 地理的表示の記述、原産地を記載しなければならない。

3. インド税関の組織構成



4. 物品留置の手続き

被疑模倣品を含むコンテナは、税関当局が自発的に大きく次の3通りの方法で選別して留置／押収する。

- a) 物品と最初に接触し、物理的に審査する港湾職員が行う。
- b) 又は、中央情報ユニット（CIU）、特別情報・調査支部（SIIB）、防止ユニット、又は港湾情報ユニット（DIU）といった税関組織内で編成された機密情報ユニットが行う。
- c) 又は、歳入情報局（DRI）が行う。インド税関の最高情報機関としての DRI の主たる責任は、1962 年関税法の規定を執行することである。DRI に付託された義務には、密輸に関する機密情報の収集、照合、分析及び配布がある。DRI は、税関と並列的な機関であり、重要な調査・押収事件を監督する。DRI の任務は高額な事件に関わることであるが、DRI は、時計、携帯電話、その他電子製品などの高額消費財の模倣品の押収において中心的役割を果たしている。

上記の政府機関に加え、中央物品税関税局（CBEC）傘下の税関リスク評価部（以前はリスク管理部、RMD）と呼ばれる別の中央組織が存在する。この組織は、さまざまなパラメーター及びリスク管理ツールを活用して、リスク管理システムを設計・実施する全体的な責任を持つ中枢機関である。機密情報を収集してコンテナに入っている物品の一応の査定の根拠を提供している組織が、RMD である。このような機密情報は、船荷証券、税関申告書、輸入積み荷総目録、航空貨物運送状、インボイス、梱包明細書、物品の申告価額などの輸入用書類に含まれる輸入者情報、物品明細、その他の申告に基づいて構築される。RMD が、輸入用書類の一部又は全部が整っていないこと、又は相互に整合性がないこと、又は所在地や製品記述が不完全であることの疑いを持った場合、又はその他の不一致が見つかった場合、かかる被疑輸入者の貨物は留置され、それに含まれる物品は、さらに検査するため留保される。RMD の重要な役割と責任の一部を以下に説明する。

- a) RMD は、関税法及び関連法（知的財産権を含む）及び保安規制が遵守されない潜在的リスクを査定する。
- b) RMD は、リスクの存在が感じられる貨物に関して査定及び審査を提案し、それ以外のものを容易にする。
- c) RMD はまた、RMS の効果的な実施及び効果的なリスク査定、リスク評価及びリスク低減技術の実施を目的として機密情報データベースを構築する際に、情報の収集と照合に責任を負う。
- d) RMD は、効果的に国家リスクに対処できるようにするために、すべての税関、歳入情報局（DRI）及び評価局（DOV）と緊密に協力する。地域リスクは、輸入／輸出の通関手続きを実際に行う税関と協力して主に RMD が対応する。

5. 2007 年知的財産権（輸入商品）施行規則に基づく留置後手続き

規則 7(2)	知的財産権の侵害が疑われる物品を留置した場合、税関は権利者（又は権限を与
---------	--------------------------------------

	<p>えられた代表者) に対して速達／電子メールで物品の通関を停止していることを通知する。</p> <p>税関の部局内では、貨物が押収されたら、その詳細が港に設けられている知的財産権室、又は特別情報調査委員会（SIIB）に送られる。すべての主要税関には、知的財産権登録に関する通信を受け取る知的財産権室が存在する。知的財産権室／SIIB は、税関の押収品を管理し、被疑模倣品の押収についてブランド所有者／権利者に通知する。</p>
規則 4	<p>権利者は、以下の期限内に知的財産権規則に基づいて手続きに参加しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 権利者が税関に通知を提出した場合は、10 日以内（さらに 10 日間延長可能） ● 権利者が税関に通知を提出しなかった場合に税関が自発的に行行為したときは、5 日以内 ● 生鮮食料品の場合、3 日以内（さらに 4 日間延長可能） <p>上記の期間内に権利者が措置を取らなかった場合、権利者への追加通知なしで、当該物品は、税関によって留置を解かれことがある。</p>
規則 8	権利者は、侵害であるか否かの判断を助けるため、審査、検査及び分析のために写真／商品のシリアル番号／商品の見本を取得する措置を直ちに取らなければならない。
分析レポート	権利者は、押収品の真正性を確認するレポートを、押収品の侵害状況についての論拠と合わせて提出しなければならない。
規則 3	<p>権利者は、次のいずれかを行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> a) 一括保証証書とも呼ばれる BRN（一般保証証書登録番号）を提出する。これにより、税関は適用される額（留置物品の価額の 110%相当）と、保証証書の価額の 25%に相当する保証金と合わせて一括保証口座から引き落とす。残高が十分でない場合、登録が行われた税関において権利者が必要な保証金とともに補完的保証証書を締結することで補完することができる。 b) 又は、権利者は、留置物品の価額の 110%相当額の特定貨物保証証書を、保証証書の価額の 25%に相当する（銀行保証又は定期預金で）保証金と合わせて差止港で提出することができる。
規則 11	留置、超過保管、破壊に関わる費用は権利者が負担する。
理由開示通知書	税関は権利者からの返答と権利侵害の証拠を受け取った後、輸入者に対して理由開示通知書を発行し、その理由開示通知書の写しが権利者に提供される。
直接聴聞	侵害の判断は、裁定手続き（輸入者が通知に対して返答して直接聴聞で主張をする機会を含む）を経て下される。
当初命令	物品が知的財産権を侵害していることが判明した場合、裁判機関は没収命令を下

	す。さらに、そもそも当該貨物の輸入を認めた輸入者と通関業者には罰金が科される。権利者にも命令の写しが与えられる。
不服申立て	この命令には関税法に基づく不服申立規定が適用される – 不服のある当事者は命令が下された後 90 日以内に税関長（不服申し立て担当）に申し立てができる。
処分／破壊	<p>物品が権利者の知的財産権を侵害していると税関が結論付け、他に優先される不服申し立て又は係属中の訴訟がなければ、その侵害品は破壊手続きに入るか又は通常の商業的経路以外で処分される。</p> <p>権利者は破壊手続きに立ち会い、手続きの全体を写真／動画撮影することができる。破壊する前に、要請があれば物品のサンプルを権利者又は輸入者に供給することも可能である。</p>

第 2 章 事例研究

税関による著作権、意匠、地理的表示に関わる押収の事例はなく、大半の事例は商標権の侵害に関わっている。また、特許侵害に関する事例もいくつかあるが、税関当局は特許侵害に関する請求について裁定を下すために必要な専門的知識を持ち合わせていない。したがって、そのような複雑な特許侵害請求に決着をつけるためには、裁判所命令という司法介入に頼ることは必須である。

以下は会社の概要、業種、組織構造、会社の方針、優先国、インド税関における知的財産権の状況、押収の詳細及び関連費用に関する見積もり、保証金の支払い方法、ベストプラクティスについて記述した権利者 5 社に関する例示的な報告である。

事例研究 1 –L'OREAL S.A.（ロレアル、フランス）

L'OREAL S.A.は、フランスの化粧品及びパーソナル・ケア商品のブランドであり、世界的に認知された数々のブランドのライセンスを保有している。同社は模倣品に対してゼロ・トレランス（非寛容）方針を保持し、税関措置に 100%のサポートを提供している。インドにおけるブランド保護措置及び模倣品対策措置はパリのオフィスとインド子会社との間で分担されており、フランスのオフィスによる指示送達が遅れた場合、インド子会社の事務所が事案の統括を行う権限を持つ。同社がこれまでにインド税関に登録した商標は約 50 件にのぼる。自社知的財産の侵害を回避するために同社が遵守しているベスト・プラクティスには、インド税関に複数のブランドを登録し適時更新すること、インドのすべての港において定期的に研修を行うこと、押収品の真贋を確認する報告書を速やかに提供すること、税関所在空港、港を頻繁に訪問すること、税関長を個人的に訪問し、かつ税関職員が講じた努力を評価し、謝意を示すこと、各税関に対し一貫したフォロー・アップを行うことなどが含まれる。インド税関は過去 10 年間で、化粧品業界の大企業である同社が所有するブランドの偽物を詰め込んだコンテナ約 50 台（約 100 万点の商品）を押収している。押収における保証証書は、United IPR 又は権利者の子会社により貨物ごとに提出される。

ニューデリー、トゥグラカバード港にて – L'Oreal、Garnier、Nivea、Yardley、Maybelline、Enchanteur、Unilever 及びその他のブランドの模倣化粧品 – MM Trading が輸入した貨物（2013 年 12 月 27 日付け税関申告書第 4202271 号を参照のこと）を税関が押収。

この事件においては、ニューデリー、トゥグラカバード港の税関情報部門（ICD）が 2013 年 12 月 27 日付け税関申告書第 4202271 号を備えた輸入委託化粧品の検査を行っていた。検査中の観察によって、当該貨物が L'Oreal、Garnier、Yardley、Enchanteur、Maybelline、Nivea などの商標を擁する商品で構成され、当該商品は模倣品のようであり、2007 年知的財産権（輸入商品）施行規則の規定違反にあたる疑いがあることが分かった。当該検査に続き、デリー税関からユナイ

テッド・オーバーシーズ・トレードマーク・カンパニー（以下「当社」又は「United IPR」という）に対して当該貨物の詳細が通知され、前記商品の輸入に関する正規ルートはどこか、2007年知的財産権（輸入商品）施行規則に基づき MM Trading から税関当局に何らかの通知が行われているか、また前記のブランドが登録されているかに関して照会があった。United IPR が通知を受けた理由は、当社が 2007 年知的財産権（輸入商品）施行規則に基づき、L'OREAL S.A.及び Wipro Ltd.、（以下、両社を「被代表権利者」という）の登録代理人として登録されていたことにある。

United IPR は、当該通知を受領後、以下の手順を実施した。

- (i) **2007 年知的財産権（輸入商品）施行規則に基づく手続きへの参加** – United IPR は、L'Oreal、Garnier、Maybelline、Enchanteur 及び Yardley のブランド名で輸入された化粧品貨物の事件に関して、L'OREAL S.A.及び Wipro Ltd.を代理して手続きに加わった。
- (ii) 税関局に対して、L'Oreal、Garnier、Maybelline、Enchanteur 及び Yardley の商標がインド税関に正式に登録されている事実を通知。
- (iii) 押収されている間は商品の引渡しを許可しないよう要請。
- (iv) **検査** – 写真を撮影して商品を検査。
- (v) **模倣の事実の報告** – 写真を両権利者と共有の上、各権利者から受領した報告書とともに当該商品が模倣品である事実を確認。
- (vi) **評価額の査定** – 知的財産権の侵害が疑われる当該商品の通関が停止された後、インド税関が侵害品の評価額を共有し、その評価額に基づき United IPR は押収品の評価額の 110% で保証証書を、またその証書の価値の 25% で銀行保証による担保を提出した。
- (vii) **理由開示通知書** – その後、理由開示通知書が発行され、United IPR がこれに対する回答を提出した結果、直接聴聞が許可され、両権利者の代理人として正式に United IPR が同聴聞に出席した。
- (viii) **当初命令** – 記録された表明に基づき、押収品の完全没収を指示し、重罰を課す命令を税関首長（輸入部門）が発した。
- (ix) **証書の支払い方法** – United IPR は、L'OREAL S.A.の代理人として、本件における証書及び銀行保証を提出した。一方、Yardley 及び Enchanteur のブランドについては、Wipro Ltd.が証書に署名し、銀行保証を行った。
- (x) **費用** – 本件における手続費用の総額は、経費・諸費用含め 2,500 米ドルから 3,500 米ドルの範囲内であった。

押収品の写真



事例研究 2 – Lacoste S.A. (ラコステ、フランス)

Lacoste S.A は、フランスのトロワに本社を構えるファッショングループである。同社は、フランス・オフィスの知的財産部において供給網を網羅する形で集中管理を行っており、同部は社の知的財産ポリシー、手続き及び戦略を供給者との間で調整する役割を担っている。同社は模倣品に対してゼロ・トレランス（非寛容）方針を保持しており、税関が請け負う措置に徹底的なサポートを提供している。インドにおけるブランド保護措置及び執行措置は、パリ・オフィスが担当している。同社は、オンライン・データベースを維持管理しており、同データベースの下で押収の詳細を直接アップロードすることができる。このソフトウェアの特長は、単純なフォーマットと迅速な指示である。自社知的財産権の侵害を回避するために、同社は侵害者と闘うための包括的な手順を講じており、これにはインド税関に複数のブランドを登録し適時更新すること、インドのすべての港において定期的に研修を行うこと、税関が講じる措置に徹底的なサポートを提供すること、押収品の真贋を確認する報告書を速やかに提供することなどが含まれる。同ブランドについては過去 10 年で約 20 台のコンテナが押収され、内容物の内訳はアパレル製品、時計、眼鏡、装身具などであった。税関が「LACOSTE」製品の模倣品・侵害品を押収した全事例において、保証証書及び銀行保証状が United IPR により貨物ごとに提出される。

デリー空輸貨物税關による押収 – LACOSTE のクロコダイル・ロゴ T シャツ – Global Infosystem が輸入した貨物（2012 年 2 月 28 日付け税關申告書第 6118882 号を参照のこと）が対象。

この事件においては、税關長オフィスが、中国からの各種商品の輸入について、**Global Infosystem** を対象として事実関係の捜査を行っていた（2012 年 2 月 28 日付け税關申告書第 6118882 号を参照のこと）。その貨物の検査中、Adidas、Diesel、Calvin Klein、Gucci、Boss、Hugo Boss、及び Giorgio Armani など各種ブランドの既製衣料品が発見された。これらは模倣品のようであり、2007 年知的財産権（輸入商品）施行規則の規定違反の疑いがあった。当該検査に続き、デリー税關から United IPR 又はに対して、当該貨物の詳細が通知され、同貨物をラコステ社授権代表者により検査し、税關が本件に関する更なる措置を実施できるようにしたいとの要請があった。United IPR が通知を受けた理由は、当社が 2007 年知的財産権（輸入商品）施行規則に基づき、Calvin Klein Inc. 及びフランスの LACOSTE S.A.（以下両社を「被代表権利者」という）の登録代理人として登録されていたことにある。

United IPR は、当該通知を受領後、以下のことを行った。

- (i) 前記貨物に含まれる「LACOSTE」及び「CALVIN KLEIN」の押収品を検査するため、税關局にチームを派遣した。
- (ii) 被代表権利者の代理人として本件に関する手続きに参加し、押収されている間は商品の引渡しを許可しないよう要請。
- (iii) 写真を撮影して商品を検査。

- (iv) 両権利者と写真を共有の上、各権利者から受領した報告書をもとに当該商品が模倣品である事実を確認。
- (v) 必要な証書及び保証内金の提供を目的に、「LACOSTE」及び「CALVIN KLEIN」ブランドを擁する押収品の詳細、及びその評価額の通知をインド税関に要請。
- (vi) 次にインド税関が侵害品の評価額を共有し、その評価額に基づき United IPR は押収品の評価額の 110% で保証証書を、またその証書の価値の 25% で銀行保証による担保を提出した。
- (vii) その後、理由開示通知書が発行され、United IPR がこれに対する回答を提出した結果、直接聴聞が許可され、両権利者の代理人として正式に United IPR が同聴聞に出席した。
- (viii) 記録された表明に基づき、押収品の完全没収及び模倣品の破壊を指示する命令を税関長が発した。
- (ix) 本件における手続費用の総額は、経費・諸費用含め 1,500 米ドルから 2,200 米ドルの範囲内であった。

インド税関に登録された LACOSTE の UPRN (固有の永久登録番号)

unitedmark

From: <no-reply@icegate.gov.in>
To: <unitedmark@sify.com>
Cc: <ipr.admin@icegate.gov.in>
Sent: Thursday, May 10, 2012 6:36 PM
Subject: M/s LACOSTE SA-A0561INTKD6TM- completion of registration - Reg

Congratulations..!!
 Your notice for protection of Trade Mark is now registered with Customs. The Temporary Registration assigned to you earlier, TINTKD6TM0671, for Trade Mark Registration No. 610604 has been converted to
 The Unique Permanent Registration Number (UPRN) which is: A0561INTKD6TM.
 Please make a note of this and ensure that all future correspondence with Customs is made w.r.t. this UPRN only.
 ** This is a system generated mail. Please DO NOT reply.

Thanks & regards
 IPR Web Administration Team
 For any queries/clarification please write us at : ipr.admin@icegate.gov.in

"The message (including the attachment) in this e-mail is intended solely for the addressee(s) and may be confidential. If you have received this message by mistake, please inform the sender immediately via return e-mail and delete the e-mail. Though all reasonable precautions have been taken to ensure that the message and its attachments are free from Malware, Central Board of Excise and Custom does not accept any responsibility for any loss or damage the use of this e-mail may cause."

押収品の検査中に撮った写真



事例研究 3 – Polo/Lauren Company L.P., USA

Polo/Lauren Company L.P.は、ニューヨークに本社を構えるアメリカのファッショングループのブランドである。Polo/Lauren Company L.P.は、ニューヨークのオフィスから全体を一元的に管理する知的財産部を設立しており、知的財産の保護に関する方針における最善策の一例を示している。インドでのブランドの保護と執行も、米国の同オフィスによって管理される。同社は模倣品に対してゼロ・トレランス（非寛容）方針を保持し、インド税関の活動に100%のサポートを提供している。全主要クラスにわたり、同社の約20件の商標がインド税関に登録されている。同社は、知的財産権侵害、特に模倣及び海賊行為による影響を防ぐことを目指している。したがって、同社はその知的財産の保護のため、インド税関に複数のブランドを登録しており、それを適時更新し、インドのすべての港において研修を行い、関税当局が講じる措置をサポートし、押収品の真贋を確認する報告書を提出し、一貫してインド税関を支える。同社は、模倣に関する事例ばかりでなく、ブランドの類似商標を付帯した商品に対しても積極的である。Polo/Lauren 製品の模倣／侵害品を税関が押収した全事例において、保証証書及び銀行保証状がUnited IPRにより貨物ごとに提出される。かかる押収の一例は以下の通りである。

ムンバイ、ナバシェバ税関 – Polo House USA のマーク、Polo Player の図案が付いた車輪付きかばん／旅行かばん – 2014年4月8日付けの税関申告書 No. 5140673 で輸入された貨物

この事件では、2014年4月8日付けの税関申告書No. 5140673で輸入された貨物において、商品に付された商標がブランドPOLOの商標に類似していたため、知的財産権違反の疑いにより通関手続きにおいて留置された。この貨物は、POLO HOUSEのマークとPOLO PLAYERの図案が付された旅行かばん／車輪付きかばん（6000個を超える車輪付きかばん及びダッフルバッグ）を含んでいた。前記の疑いのため、当該貨物が留置されたことを記した同貨物の詳細の通知が、ムンバイのナバシェバ税関の本部長によってUnited IPR又はに送付された。United IPRが通知を受けた理由は、2007年知的財産権（輸入商品）施行規則に基づき、POLO/Lauren Inc, USA（以下、「被代表権利者」という）の、登録代理人として登録されていたことにある。

United IPRは当該通知を受領後、以下のことを行った。

- (i) 貨物の検査のためムンバイの税関所在港に代表者を派遣し、侵害品の写真を撮影した。
- (ii) 被代表権利者のために、この問題に関連する手続きに加わった。
- (iii) 写真を権利者と共有し、権利者から受領した報告書をもとに、当該商品が模倣品であることを確認した。
- (iv) 次にインド税関の間で侵害品の評価額を共有し、その評価額に基づきUnited IPRは押収品の評価額の110%で保証証書を、またその証書の価値の25%で銀行保証による担保を提出した。

- (v) IPR 登録及び有効性を UPRN に通告するというインド関税からの要請に応じて、United IPR はインド税関に、商標 POLO、POLO RALPH LAUREN、及び POLO PLAYER の図案は適正に登録された商標であり、インド税關にも記録されていることを伝えた。税關当局は POLO PLAYER の図案の商標登録証明書を要求し、United IPR は速やかにそれを提出した。
- (vi) その後、理由開示通知書が発行された結果、直接聴聞が許可され、権利者の代理人として正式に United IPR が同聴聞に出席した。
- (vii) 直接聴聞において、輸入者のコンサルタントは、通關の前に輸入者の費用負担で POLO 図案の改変又は除去を実施できることに同意した。
- (viii) 記録された表明に基づき、共同税關長によって、権利者の権利を侵害しているマークが権利者の面前で改変又は除去され、輸入者に 20,000 ルピーの罰金が課されるという命令が下された。
- (ix) それに従って、2015 年 3 月 27 日、28 日、29 日の 3 勤務日にわたり改変が実施され、当該物品が改変され、マーク POLO HOUSE と POLO PLAYER の図案が付された、異議を唱えられたすべてのタグ／ラベルが法律に基づき除去された。
- (x) 費用は総額で約 2,500 米ドルから 3,000 米ドルである。

侵害しているマーク



処分／改変／破壊の現場



侵害となるタグ、ロゴ及びラベルを取り除く作業





事例研究 4- Luxottica Group S.P.A (Ray-Ban)

Luxottica Group S.P.A.はイタリアの眼鏡ブランドであり、眼鏡業界において世界最大の企業である。Luxottica は、税関において模倣品を差し止め、法的手段によって違法な生産チェーン全体と闘うために、地元の専門機関（税関組織や法執行機関など）と協力して、世界的な管理ネットワークを構築した。さらに Luxottica は、大規模な模倣品メーカーに直接打撃を与るために、サプライヤーを監督し、具体的な事例の分析を行っている。同社は、押収品の詳細を直接アップロードできるオンラインのデータベースを維持管理している。このソフトウェアの特長は、単純なフォーマットと迅速な指示である。同社は模倣品に対してゼロ・トレランス（非寛容）方針を保持しており、税関が講じる措置に対して完全なサポートを提供している。知的財産訴訟は米国のオフィスで管理されるが、インドでのブランドの保護と執行措置はイタリアのオフィスにより処理される。税関の手続きは時間が限られているため、指示に遅れが出ないよう、必要に応じてインド子会社のオフィスが介入する。同社はインド税関に、全主要クラスにわたり 4 件の商標を登録している。同社が行っているベスト・プラクティスには、主な商標のインド税関への登録と適時の更新、すべての港での定期的な研修の実施、関税当局が講じる措置の完全なサポート、押収物の真贋を確認する報告書の迅速な提出、税関所在港への頻繁な訪問、税関長への直接訪問、そして職員の努力の評価及び税関局に対する一貫した支援が含まれる。2007 年知的財産権（輸入商品）施行規則の開始以降、同ブランドの侵害に関して多量の押収があった。ブランドのインド子会社のオフィスによって、保証証書及び銀行保証状が貨物ごとに提出される。

ムンバイの税関での航空貨物の押収—Dior、Ray-Ban、Calvin Klein 及び Police のサングラス及び眼鏡フレーム

この事件では、2013 年 9 月 26 日付けの B.E. No. 62281 で輸入された貨物が、模倣であると疑われ、ムンバイ航空貨物の港での通関において留置された。この貨物は、DIOR、CALVIN KLEIN、RAY-BAN 及び POLICE などの商標が付されたサングラスを含んでいた。前記の疑いのため、当該貨物が留置されたことを記した貨物の詳細の通知が、ムンバイの税關によって United IPR 又はに送付された。United IPR が通知を受けた理由は、2007 年知的財産権（輸入商品）施行規則に基づき、DIOR、CALVIN KLEIN、及び RAY-BAN（以下、「被代表権利者」という）の、登録代理人として登録されていたことにある。

税関から受領した通知を以下に掲載する。

2013 03/20 15:35 FAX

001/001

Attn. Mr. Gaurav

OFFICE OF THE COMMISSIONER OF CUSTOMS (PREVENTIVE)
AIR PREVENTIVE UNIT, 3rd FLOOR, A.A.I. BUILDING
SAHAR, ANDHERI, MUMBAI 400 099.
TELEFAX 022-26828177.

F.NO.SD/INT/APU/MISC-14/2013

DATED: 20.03.2013

To,

M/s RayBan India
C/o United Overseas Trademark Co.
52, Sukhdev Vihar, Mathura Road,
New Delhi-110025
Ph: 011 26843455
09810017859

Gentleman,

**Sub: Import of Spectacles Frames vide Form V Bill of Entry No. 62281 dtd 19.02.13
at the Courier Terminal CSI Airport-reg.**

Please refer to the application filed on behalf of your company, regarding Intellectual Property Rights, bearing Unique Permanent Registration Number (UPRN No.) A0593 INDEL4TM.

A consignment of RayBan Brand Spectacles frames and Sunglasses was imported at Courier Terminal, CSI Airport vide Form V Bill of Entry No.62281 dated 19.02.2013. The above said goods appear to be infringing your patent rights. Therefore, the clearance of the goods was suspended in terms of Rule 7 of the IPR Rules, 2007.

As you are a registered rights holder under UPRN No. A0593 INDEL4TM, you are requested to file your objection to this clearance within 5 days in terms of the provisions contained in the CBEC instructions and IPR Rules, 2007. You are requested to furnish a BOND of INR 4,58,735/- and a BANK GUARANTEE of INR 114,684/- in terms of Para 7 of the Board Circular No.41/2007-Customs and Rule 5 of the Intellectual Property Rights (Imported Goods) Enforcement Rules, 2007 and depute your representative for examination of the goods, failing which the department will proceed in the matter without any further reference to you.

Yours faithfully,

(VIKAS NAIR)

DY.COMMISSIONER OF CUSTOMS (P)
APU/R&I DIVISION

United IPR は当該通知を受領後、以下の手続きを行った。

- (i) 被代表権利者のために、この問題に関連する手続きに加わった。
- (ii) 写真を撮影し、当該商品を検査した。
- (iii) 写真を権利者と共有し、権利者から受領した報告書をもとに、当該商品が模倣品であることを確認した。
- (iv) 次にインド税関の間で侵害品の評価額を共有し、その評価額に基づき United IPR は押収品の評価額の 110% で保証証書を、またその証書の価値の 25% で銀行保証による担保を提出した。
- (v) その後、理由開示通知書が発行された結果、直接聴聞が許可され、権利者の代理人として正式に United IPR が同聴聞に出席した。
- (vi) 記録された表明に基づき、次席税関長によって、押収品の完全没収と罰金の賦課を指示する命令が下された。
- (vii) 破壊手続きは 2017 年 2 月 27 日に予定され、同日に終了した。
- (viii) Ray-Ban の保証証書及び銀行保証状が、Ray-Ban インド事務所によって直接提出された。一方、他の権利者に関しては、United IPR が必要な貨物ごとの保証証書及び銀行保証状を提出した。
- (ix) 費用は、経費・諸費用含め 2,500 米ドルから 3,000 米ドルの範囲内であった。

破壊手続きが Panchnama 報告書に記録される

Pancha 1

Name: Dharamraj Ombase

Mobile No: 9167722414

Occupation: Service

Address: Karmabhoomi , A 502,Hingwala crosslane ,Ghatkopar East , Mumbai
400075

Pancha 2

Name: Santosh Talve

Mobile No: 704544554

Occupation: Service

Address: Uttam Nagar, A colony , Goldie , Mumbai - 400043

We the above mentioned Panchas on being called upon by Ms Sonali Charkravarty who introduced herself as Superintendent of Customs (Preventive), Disposal Section , R&I Division , presented ourselves at the premises of New Custom House, Ballard Estate, Mumbai – 01, on date 27/02/2017 at 1215 hrs where she introduced us to the Deputy Commissioner of Customs (Preventive) Shri Anoop Kumar Sharma; Intelligence Officer ,Disposal Section Shri Saurabh Singh Deshwal; Intelligence Officer/APU Shri Devpal Kumar; Intelligence Officer Disposal Section , R&I Division Shri Mukesh Sinha; Head hawaldar Shri AM Waghmare; Shri Gaurav Gogia representative of M/s United Oversees Trade Mark Company , New Delhi; Shri Mahek Parmar representative of M/s Lall & Sethi advocates, New Delhi. Thereafter we were shown sealed seven (7) gunny bags/cartons said to contain fake spectacles /frames and were explained that the Disposal Section of Preventive Commissionerate was in possession of total of 3396 spectacle frames / sunglasses of the brands RAY-BAN, CALVIN KLEIN, CHRISTIAN DIOR, HUGO BOSS and POLICE which were fake in nature and absolutely confiscated under section 11 (d) of the customs act 1962 and the same had to be destroyed as per prescribed procedure under rule 11of the Intellectual Property Rights(Imported goods) Enforcement Rules 2007 and pursuant to the terms of the Order in Original Dated 26.07.2013 which ordered the absolute confiscation of impugned 3396 Pcs of Spectacle frames mentioned above, we were

Pancha - I

Dharamraj
27/02/17

संतोष तालवे
27-2-2017

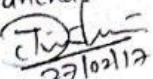
asked to witness the whole destruction procedure and we readily agreed for the same.

Subsequently in front of us and above said Customs official as well as representatives of the IPR holders, the Head Hawaldar Shri AM Waghmare cut the seal and opened all the seven (7) gunny bags/cartons containing the counterfeit goods of the sunglasses / optical frames and segregated them in brand wise manner. Thereafter in front of us and above said Customs official as well as representatives of the IPR holders, all the fake sunglasses from all the seven (7) gunny bags/cartons were placed on a carpet and crushed under the Road Roller (JCB). All the leftover/waste of the crushed sunglasses/optical frames from the destruction process were repacked in 5 (five) gunny bags were sealed with red seal No. 149 ^{waste} on top of ropes and yellow tags mentioning "Waste from destruction of spectacle frames" which were duly acknowledged by us with dated signature in token of having seen it and were stored in the basement warehouse.

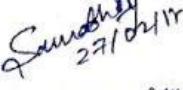
All the above referred proceedings were captured through photos and videos by Mr. Gaurav Gogia from United Overseas Trademark Company and by Mr. Kamal Patel from Digital Photo Studio.

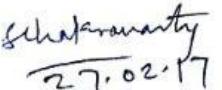
All the costs towards destruction were borne by the respective right-holders representing the brands whose counterfeits have been so destroyed.

This Panchnama running into two pages, no untoward incidence happened during the course of Panchnama. The proceedings were concluded peacefully at 1500 hrs at the same place on the same day.

Panch 1

27/02/17

संतोष राजने
27-2-2017

Drawn By Me

27/02/17
Gaurav Gogia
UO/Disposal

Before Me

27.02.17
Shetkaranthy
Supdt / Disposal













事例研究 5- Apple Inc.

Apple Inc.は、カリフォルニア州クパチーノに本社を構え、消費者用エレクトロニクス、コンピューター・ソフトウェア、及びオンライン・サービスを設計、開発、販売する、アメリカの多国籍テクノロジー企業である。Apple はその知的財産権を、積極的かつ活発に、法律が認める最大限まで行使する。同社は全世界にわたってソフトウェアの海賊行為と闘うために、ソフトウェア情報産業協会（SIIA）と密接に協力する。インドにおけるすべての模倣品対策は、インドのオフィスで処理される。したがって指示は迅速であり、サンプル分析は即時に報告される。同社は模倣品に対してゼロ・トレランス（非寛容）方針を掲げており、税関局が講じる措置を全面的にサポートしている。インドにおけるブランドの保護及び執行措置は、ムンバイに本拠を置くインドのオフィスによって処理される。関連する同社のすべての商標は、インド税関に登録されている。同社がその知的財産を保護するために行うベスト・プラクティスには、主な商標のインド税関への登録と適時の更新、インドのすべての港での定期的な研修の実施、押収物の真贋を確認する報告書の迅速な提出、税関所在港への頻繁な訪問、税関長への直接訪問、職員の努力の評価と税関局に対する一貫した支援が含まれる。2 年未満の間に、インドの複数の港で、模倣ハードウェア・アクセサリー約 15 件の押収があった。これらの場合、保証証書及び銀行保証状が貨物ごとに提出される。

コルカタ空港税関によって模倣アップル・モバイル・ボックス及びアクセサリーが 4 人の乗客から押収される—

この事例では、タイから高級時計及び携帯電話の模倣品を密輸入したとして 4 人の乗客が逮捕された。彼らは、1 年に 50 回超コルカタとバンコクの間を往復したことがパスポートに記されており、密輸品の運び役と見なされた。歳入情報局はこの 4 人の乗客の異常な旅行パターンを発見し、コルカタ空港税関の職員と情報を共有した。空港職員が彼らを逮捕し、2007 年の知的財産権（輸入商品）施行規則の規定を適用した。

これらの乗客のバッグには、Apple iPhone 5、5S 及び 6 が、1000 箱以上、イヤホン、充電用アダプター、ケーブル、保証用ブックレット、及び Apple のロゴが付いたステッカーとともに入っていた。この事件においては United IPR 又はが Apple を代表し、以下の措置を開始した。

- (i) 被代表権利者のために、この問題に関連する手続きに加わった。
- (ii) 写真を撮影し、当該商品を検査した。
- (iii) 写真を権利者と共有し、Apple から受領した報告書をもとに、当該商品が模倣品であることを確認した。

この事例は捜査中であり、判断は確定されていない。

押収商品の写真



押収に役立ちそうな情報の税関への提出

大半の押収にとって重要なことは、知的財産権のインド税関への登録である。機密情報が権利者から税関へ伝えられて押収へとつながった事例は、これまで極めて少数である。しかしながら、知的財産権侵害に関わる押収事例の多くは、インド税関による自発的な行動であり、これは、インド税関で恒常的に行われている研修の結果である。研修中には、権利者からの次のような情報が税関に伝えられている。

- 通常、真正品の貨物は、1つの特定商品で複数のブランドのものを含んでいることはない。
- 物品がインドに輸入される場合、通常は「インド製」と表示されていない。
- 高級ブランドの真正品は通常、過剰に多い数量では輸入されず、一部の特定の物品は特定の港を通じて特定のルート（海路又は空路）でのみ輸入される。

被疑模倣品の発見から権利の行使までの手順

税関は模倣品を発見した場合に、権利者が登録時に届け出た連絡方法に基づいて、権利者に通知する。通知を受けた権利者は、上記の章に記述した期間内に手続きに参加しなければならない。

模倣品防止活動において権利者が直面する困難

- 保証証書及び銀行保証状の提出（評価額が高い場合）
- 模倣品の破壊

実践的な模倣品防止活動の概要

- 上記の事例研究の対象である欧米の権利者はすべて、港ごとにインド税関にターミナル研修を行っている。
- そのような研修プログラムは、税関が模倣品の疑いのある物品を発見することに大いに役立っている。
- 権利者の中にはこの研修を自身で行うところもあれば、United IPR にプレゼンテーションを委託するところもある。
- 権利者が提供する情報には、インドの正規輸入者、製品の識別情報、正式な販路、真正品の仕出港、模倣品が取引される疑いのある港が含まれる。

第3章 税関への聞き取り調査

インド各地の港における税関及び歳入情報局（DRI）の職員との間で開催された会合の概要

- 1) インドのコルカタ税関における Manish Chandra 税関長（港担当）並びに Gaurav Chandel 副税関長（SIIB、輸入担当）との会合
 - 税関は権利者と共に行動し、権利者に押収手続きへの参加を促すことに力を入れている。
 - コルカタ税関は貿易の円滑化を主目的としているが、登録されている知的財産権には十分な保護を与える。
 - 真正品の貨物の通関が停止される恐れはない — 権利者は多くの正規輸入者に関する詳細情報を提出することができ、税関はそのような貨物の通關に異議を唱えることはない。
 - GST 番号は、模倣品の輸入と流通・販売とを結びつける上で重要である。権利者は、市場の摘発／調査／捜査に基づいて GST の詳細を入手した場合には、税関に通知しなければならない。税関は、その輸入者の詳細を確認し、警戒することができる。インド政府は間もなく輸入者の IEC (輸出入業者コード) を GST に結びつける予定であり、それによって税関の捜査と機密情報が改善される。
 - コルカタ税関は、日系企業が来訪し、埠頭に配属されて貨物の実物審査を担当している職員たちに研修を行ってほしいと思っている。
- 2) Shashi Wapang Lanu 氏（副次長、歳入情報局（DRI）、コルカタ地区部門）との会合
 - インド税関の最高情報機関としての DRI の主たる責任は、1962 年関税法の規定を執行することである。
 - 知的財産権の執行に関する限り、DRI は高額な事例のみに関与する。それが DRI の任務となっているからである。
 - DRI は貿易取引を通じた権利侵害を警戒しており、そのような取引で、輸入者は輸出品の価格、数量、品質について不実表示することが多い。侵害者の基本的な手段には、物品の送り状価額の過少表示、物品の過少出荷、物品の不実説明がある。
 - 税関当局は貿易円滑化対策として、一般的には輸入者の申告内容に依拠する。したがって、貨物の大半は申告なしのグリーンチャネルを通じて（すなわち審査を受けずに）通

関する。税関出張所／港湾内にいる DRI 等の情報機関は、偽造品を含む貨物を差し止める任務を負っている。

- 輸出入業者コード（IEC）は外国貿易部（DGFT）によって割り当てられる固有の 10 桁の数字であり、輸入者の PAN（納税者番号）と結びつけられている。すべての輸入者／輸出者は、IEC を取得する義務がある。これにより、輸入者の特定が容易になっている。しかし、刑罰を避けるために、疑わしい取引を行う際に偽の IEC が使われることがある。偽の IEC は事実でない情報によって取得されることもあれば、本物の IEC をその実際の保有者の認識や同意なく第三者が不正に使用することもあり、あるいは、実際の IEC 保有者が第三者が使うために「貸し出す」こともある。
 - 模倣品貨物の事例で使われる IEC は、非常に多くの場合、不実情報によるものか偽造である。
- 3) ムンバイ航空貨物コンプレックスにおける Sukhjeet Kumar 次席税関長並びに Wadhwa 税関長補佐との会合
- 模倣品貨物は海路や空路で輸入されるばかりでなく、多くの模倣品がネパール、ミャンマー、バングラデシュ、パキスタンとの間の抜け穴だらけの国境から陸路でインド領内に侵入してくる。
 - リスク管理システムでは、貨物の 80%が自動的に許可され、残りの 20%のうち、2~3%の貨物のみが物理的に審査される。
 - 貨物の審査は、RMS、権利者、又はその他の信頼できる第三者から税関に供給される情報に基づいて行われる。
 - 税関の目的は、貨物の通関の円滑化を図り 48 時間以内に済ませることである。この期間内に物品の通関が終わらない場合、その貨物には多額の超過保管料が課される。
 - 税関は、貨物の通関を円滑化することによって、権利者の利益とビジネスの容易さとの間のバランスをとることを求められている。
 - 税関長は、知的財産権規則に基づいて商標を登録することの重要性を強調した。商標が税関に登録されていない限り、税関が自発的に貨物を差し止めることはできない。
 - ムンバイ航空貨物コンプレックスには、輸出品をモニターするスキャナーがあるが、輸入品用のスキャナーはない。
 - 提出される輸入申告書は毎日 3,000 枚を超え、月ベースではおよそ 10,000 枚にのぼる。

- 特別情報・調査支部（SIIB）は日々、知的財産権侵害の疑いのある 3~4 個の貨物について、登録された権利者に通知を与えていている。
 - 新しい GST 制度が導入されたことによって、知的財産権侵害のつながりを探知し、品物の出所をつきとめられるようになる可能性がある。
- 4) リスク管理システム（RMS）事務所における Seema Jere Bisht 次席局長と Pranaya Wahane 共同次長との会合
- RMS は、知的財産制度の全体を管理している。
 - RMS は本部であり、ここからウェブサイト www.icegate.gov.in 上の知的財産権ポータルが統合されている。
 - RMS では、集中型システムに機密情報と情報のすべてがキーワードの形で入力されており、インドの全税関がアクセスできる。キーワードは何でもあり得る。輸入者の詳細、輸出者の詳細、輸入用書類に記載された物品の説明などが考えられ、これらのキーワードは疑わしい貨物を検知するためのアルゴリズムに由来する。
 - 現場職員は全員、RMS に加えて自らの地域の情報及びネットワークを利用して模倣品押収のための機密情報を構築する。
 - インド政府は、人の介入を最小化してすべてをオンラインで円滑化することに重点を置いている。インドは e ガバナンスを推進しており、これにはオンライン支払いの提供のほか、保証証書と保証金の提出が含まれる。
 - 現在のオンライン・モジュールでは、RMS が、輸入用書類に記載されたワードマークやブランドに基づいて、申告されたブランドの自動検索を実行することができる。
 - 船荷証券、税関申告書、輸入積み荷総目録、インボイスなど、すべての輸入用書類は英語で記載されている。そのため、商標やブランドの表示や申告が英語でない場合は、RMS による認識や検知は行われない。
 - 権利者はインドの正規輸入者を通知することを義務付けられている。正規輸入者の詳細が申請書に記載されている場合、真正品の貨物がインドの港で保留されることはない。そのような正規輸入者が複数いる場合、権利者は申請書提出時にそのような正規輸入者すべての詳細を含めることができる。この詳細には、輸入者の輸出入業者コード（IEC）と PAN（納税者番号）を含めなければならない。
 - 正規輸入者の詳細に変更があった場合、権利者は固有仮登録番号（UTRN）の生成時に提供されたユーザーID とパスワードを用いてアクセスすることで修正できる。

- インド知的財産権規則は世界的なベスト・プラクティスに基づいており TRIPS の規定に実質的に準拠している。
 - インドは最初に知的財産権のオンライン登録方式を導入した国々の 1 つであった。
 - インドは世界税関機構の IPM (知的財産管理) ソフトウェアのサブスクリプションを持っており、このソフトウェアは使いやすい知的財産権関連情報のインターフェースである。
 - 日本のブランドは、インド税関と情報を共有して、提供した情報が RMS に組み込まれるようにした方がよい。
- 5) ムンバイのバラードエステートの新税關における Deepak Sharma 共同税關長との会合
- インドの知的財産権法は非常によく整備されており、この税關では定期的に知的財産権侵害品を押収している。
 - この港の知的財産権室は、税關に登録されていない場合であっても貨物の停止について権利者に通知している。これにより権利者が直ちに（10 日以内）インド税關に商標を登録するために必要な措置を取り、2007 年知的財産権（輸入商品）施行規則に基づく手続きに加わることができる。
 - 権利者は、押収の通知を受けた場合は、物品審査日から 10 日以内に技術・評価報告書を提出しなければならない。
 - この港が懸念している唯一の点は、権利者が期間内に手続きに参加しなければならず、指定された期間内に必要な保証証書と銀行保証状を提出しなければならないことである。
 - この港で一番よく押収される物品には、化粧品、モバイル・アクセサリー、ハンドバッグ、靴、財布、ゴーグル、ゲーム・コントローラー、腕時計、ベルト、ジャケットなどの日用消費財（FMCG）がある。
 - 現場職員は、輸入品にブランド名が刻印されていることを発見した場合は、その件を必ず知的財産権室に通知する。貨物が当初不正申告又は過少評価を理由として差し止められた場合でも、コンテナは全部審査され、権利者に通知される。
 - コンテナ・スキャナーは物品が真正品であるかどうか確認することはできないが、貨物に申告通りの物品が入っているか否かの識別には間違いなく役立つ。
 - 権利を侵害している輸入者は、一般的には輸入する物品のブランドを申告しない。

- ムンバイ税関は、隨時現場職員に対して知的財産権法と製品識別技術に関する研修を行っている。年次知的財産権運動には SIIB（特別情報・調査支部）と CIU（中央情報ユニット）の職員が積極的に参加している。
 - ✓ この港の中核的な情報機関には以下がある。
 - ✓ SIIB（特別情報・調査支部）
 - ✓ CIU（中央情報ユニット）
 - ✓ DIU（港湾情報ユニット）
 - ✓ M&P（海運&防止）
 - ムンバイ税関は、輸入者、輸出者、通関業者などの詳細を積地港及び揚地港のほか権利者に通知している。
 - 破壊については、表明があった知的財産権物品は貨物の他の部分から分離され、その後、防止オフィス職員が事件の判断確定後に当該物品を焼却処分するか、ロード・ローラーで押しつぶす。破壊手続きの全体は、写真と動画で記録される。権利者は破壊手続きに加わる機会を与えられ、関連する費用のすべての負担を要求される。
 - 物品の出所の調査又は追跡において GST の影響があるかどうかは、まだ確認されていない。
- 6) ナバシェバのジャワハルラル・ネルー税関における Subhash Aggarwal 税関長（輸入担当）と Pritee Choudhary 共同税関長との会合
- この港では、真正商品は止められていない。貨物の真正性に重大な疑いを持った場合のみ、差し止めて物品を押収する。
 - ブランドを付されずに物品が輸入されることがある。そういうものが最も疑われる。
 - 真正な貨物が止められないように、権利者がインド税関に知的財産権を登録して正規輸入者の一覧を通知することが必須である。
 - ナバシェバ港の自動車部品輸入量は最大である。
 - 及びナバシェバ港はスキャナーを備えているが知的財産権侵害ではほとんど役に立たない。同港は今年の年末までに新たなスキャナーを購入する予定であり、これは性能が向上したものとなり、申告に従って物品を検知することに役立つ。
 - 権利者の行った市場摘発によって得られた情報がある場合は、税関と共有しなければならない。どんな情報も有用であり、リスク管理システムに導入して知的財産権侵害品の検知を改善することができる。

- 知的財産権の事項は、破壊に関して優先される。偽物であることが確認され次第、当該物品は迅速に破壊されなければならない。破壊手続きにおける権利者の立ち会いは認められているだけでなく、奨励されている。
- 権利者が税関の調査に加わることは、大いに歓迎される。
- 最初の事件の時から税関が権利者に以下の詳細情報を伝えるようにすることが提案されている。
 - ✓ 輸入者の詳細
 - ✓ 輸出者の詳細
 - ✓ 押収品の数量と内容
 - ✓ コンテナ番号／船荷証券の詳細／税関申告書の詳細など

7) チェンナイ税関における Rajan Chaudhary 税関長と Praveen Kumar 副税関長との会合

- 税関長は、ブランドの保護と取り締まりにおいて日系企業に協力することを保証した。
- United IPR は、チェンナイ税関が押収した偽造コンテナの統計に関する情報を求める手紙を税関長宛てに送付しなければならない。税関長は書面で関連情報を提供する。
- 税関当局が貨物を押収する方法を尋ねた時に、その情報は秘密であり権利者に税関から伝えることはできないと知らされた。

8) チェンナイの DRI 事務所における Dhruv Sheshadri 氏（副次長、歳入情報局、チェンナイ地区部門）との会合

- 副次長からは、DRI の任務は税関の不可欠な一部であり、税関と DRI の職員は部門間で常時入れ替わりがあると知らされた。
- DRI は純粋な調査・執行機関であり、税関は促進・執行機関である。
- DRI には、高額な事件のみを調査する任務がある。ただし、これは、DRI が評価額のあまり高くない事件を担当することを拒否するということではない。また、税関が高額な事件を調査できないという意味でもない。
とはいっても、輸入者や輸出者の業務を調査する DRI の任務を定める金額や金銭的限度は存在しない。
- 税関は DRI 職員が有する権限をすべて有しており、同様に DRI は税関が有する権限をすべて有している。主な違いは、DRI は貨物の円滑化に関わらないことである。DRI は機密情報に基づいてのみ行動する。一方、税関には管轄の制限がある。例えば、チェンナイ税関の管轄はチェンナイの航空貨物、港、インランドコンテナデポに限られる。一

方、DRI は、チェンナイ地区部門であってもインド国内全域で輸入者・輸出者の業務を調査して執行することができる。輸入者がインド全域で営業しているか複数の都市で営業している場合、この輸入者の業務の調査は DRI の方が適切であろう。税関は管轄を越えることができない。

- 副次長は、税関や DRI の職員（特にグループ B の職員）が行った優れた仕事を認知・表彰するべきだと提案した。そのような職員が知的財産権をさらに精力的に執行する刺激となるからである。表彰の形としては、表彰を受ける職員に賞や表彰状を与える方法があり得る。
- 副次長は、権利者が税関職員のためにツールキットを用意できるとの提案も行った。これは、職員が知的財産権執行の制度や関係する手続きについての理解を深める助けとなり、将来的に押収件数の増加をもたらす機密情報や情報の構築を助けるものである。

9) コチ税関における Sumit Kumar 税関長との会合

- 税関長からは、この港では知的財産権侵害として記録されるような事件はほとんどないだろうと知らされた。
- 税関長からは、模倣品がコチ港を通じて輸入される可能性は十分にあるが、この犯罪、関係する手続き、識別方法、連絡先について職員が知らされる必要があると知らされた。そのため、税関長は研修を勧めた。
- 税関長は、定期的にセミナーを実施することがコチ税関が知的財産権侵害事件を認識する能力の育成に有効だろうと助言した。
- 税関長からは、免税品その他の物品の輸入者が活用しているさまざまな保税倉庫があり、これには関税の支払いが必要ないことも知らされた。このような物品や保税倉庫も、税関の管轄である。さらに、経済特区（SEZ）があり、これも税関の管轄内であり、権利者が入手できて行動の根拠となる機密情報がある場合は、税関はそれに基づいて喜んで行動を起こす。
- 税関長は、税関には関係する物品が侵害品であるという輸入者に対抗する証拠が必要であることを強調した。
- さらに、税関長は、コチでは自動車部品やスペア・パーツに加えてアルコール飲料や医療機器の侵害が疑われる事例があると述べた。税関長は、高級品の模倣品や侵害品が同港を通じて輸入されている可能性を認めた。ただし、権利者が機密情報を共有したり職員の研修を行ったりできるのであれば、管轄する港と空港をクリーンにするそうである。

第4章 分析及び提案

過去5年間の税関取り締まり結果を踏まえれば、知的財産権執行のための税関規則は多大な変化を遂げ、その結果は比較的断固たるものであったと十分に結論できる。United IPR が代理を務めた税関押収事件は全国でおよそ200件あった。

日本企業に提案するベストプラクティスは以下のとおりである。

- ✓ 日本のオフィスから集中管理を行い、緊急事態にはインドの子会社が介入できる柔軟性を十分に与える。
- ✓ 重要な商標をすべてインド税関に登録し、随時更新されるよう徹底する。
- ✓ インドのすべての港において定期的に研修を行う。
- ✓ 少量であっても税関の取る措置を十分にサポートし、税関が将来より大きな事件を立てるようとする。そうすれば、さらに良い成果を上げようという熱意が税関に生まれる。
- ✓ 優れた仕事をした職員への感謝状という形で税関の優れた仕事に謝意と認知を示す。
- ✓ 押収品が真正品であるかどうかを確認する報告書を速やかに提出する。
- ✓ 保証証書と銀行保証状を速やかに提出する。
- ✓ 事件を迅速に処理するために定期的にフォローする。

第 5 章

インド税関に知的財産権を登録するための費用

特許、商標、著作権、意匠、地理的表示など、2007 年知的財産権（輸入商品）施行規則に基づき認められる、すべての種類の知的財産権の登録の費用は、同一であることが明示されている。

各登録につき公的手数料は 2,000 インドルピーで、100 インドルピーの収入印紙がそれぞれ付された書類で発行される総括保証及び補填保証でサポートされる。

その後、いくつかの書類が作成される。各文書はまず印刷され、記入後に認証され、その後スキャンされ、インド税関の記録用としてポータルにアップロードされる。

更新

インド政府財務省中央物品税関税局が公布した、2007 年知的財産権（輸入商品）施行規則 — 実践のための指示という標題の、2007 年 10 月 29 日付けサーティーフォー 2007 の 41 の規則 15 は、「権利者がより短い期間を望まない限り、登録は最短 1 年間認められうる。同規則に基づく登録の有効期間は 5 年間と定められている。したがって税関長は同期間の満了に注意する。登録の有効期間が満了すると、権利者は新規の通知を提出し、該当する手数料を支払い、最初の登録時になされた通り、総括保証証書等を作成することを要求される」と定めている。つまり、更新プロセスは新規登録のプロセスと同じである。

税関に対する United IPR の通常の料金表を次ページに示す。

料金表 – 税関の執行、2018 年 1 月 1 日に発効

項目	公的手数料	専門家手数料（公的手数料を除く）
税関での登録（1 商標、1 クラス当たり）	50 米ドル	275 米ドル
手続きに加わり税関長の前で表明を行う	交通費実費（押収港に依存）	375 米ドル
押収物の検査を実施し権利者と写真を共有する	なし	150 米ドル
認証報告書を起草し税関に提出する	なし	75 米ドル
異議に対応し、保証証書及び担保（税関が査定した価値の 25%）を提出する	実費 – 保証証書及び銀行保証状が、税関が査定する基本価額に基づき提出される	75 米ドル
破壊のための課徴金	実費	175 米ドル
税関の研修／ワークショップ	なし	375 米ドル

[経済産業省委託事業]
インドの国境措置におけるベストプラクティス

2018年3月
禁無断転載

[調査受託]
United Overseas Trademark Company

独立行政法人 日本貿易振興機構
ニューデリー事務所

本報告書の作成においては、できるだけ正確な情報の提供を心がけておりますが、本報告書で提供している情報は、調査時点で入手・判明し得たものであり、ご利用に際してはこの点をご留意の上、ご活用ください。